

公の施設の指定管理者の指定について

国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条（指定管理者の指定）の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を指定しました。

1 指定管理者として指定をした法人の名称及び所在地

名 称 労働者協同組合ワーカーズユープ・センター事業団

所在地 東京都豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋I S Pタマビル

2 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

(ア) 国分寺市立第一東恋ヶ窪学童保育所

(イ) 国分寺市立第二東恋ヶ窪学童保育所

(ウ) 国分寺市立第三東恋ヶ窪学童保育所

(エ) 国分寺市立第一日吉町学童保育所

(オ) 国分寺市立第二日吉町学童保育所

(カ) 国分寺市立第三日吉町学童保育所

(キ) 国分寺市立西恋ヶ窪学童保育所

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、国分寺市立第三東恋ヶ窪学童保育所については令和7年4月1

日から令和11年3月31日まで